



令和3～5年度 第8期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画を策定しました

【担当課】

- ▶ 計画に関すること
福祉管理課 ☎03 - 5654 - 8242
- ▶ 介護保険料に関すること
介護保険課 ☎03 - 5654 - 8443

「高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らすことができる」を基本理念とし、その実現のために医療や介護、介護予防、生活支援、住まいに関するサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進し、区民の皆さんが安心して暮らせるように施策を進めていきます。

計画を閲覧できます

【閲覧場所】 区政情報コーナー(区役所3階304番)、図書館
 区ホームページからもご覧になれます。

これまでこのような事業に取り組みました

- 特別養護老人ホームの整備
22施設(2,211人)(令和3年3月末現在)
- 高齢者が交流できる通いの場への運営支援
50カ所(令和3年3月末現在)
- 認知症の疑いを早期に発見し支援につなげる「もの忘れ予防健診」の実施(平成27年度より実施)
- 認知症に起因する事故補償「おでかけあんしん保険」の実施(令和元年度より実施)

4つの基本目標

健康でいきいきと暮らす

ライフスタイルや年代に合わせた健康づくりの支援、キャリアアップと就労の支援、自主的な活動や学びを支援しながら、介護予防事業を展開します。

<主な取り組み>

- 長寿医療健康診査を活用した意識啓発・栄養指導
- 保健師や管理栄養士などによる健康指導・健康相談

ともにつながるやさしいまちで暮らす

複雑化・複合化する福祉の各分野を超えたさまざまな課題に対応するため、横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域づくりに向けた支援を進めます。

<主な取り組み>

- 包括的な相談窓口の設置・運営
- 循環バスの導入やバス利用者用駐輪場(サイクル&バスライド)の整備

いつまでも安心して暮らす

安心して暮らせるよう、消費生活相談、入居相談などに一層取り組む他、認知症の方を地域全体で支える仕組みづくりや、虐待ゼロの地域社会づくりをめざします。

<主な取り組み>

- もの忘れ予防フェスタイベントなどでの普及啓発
- 認知症疾患医療センターや葛飾区医師会との連携による予防健診や相談会を実施

介護が必要になっても自分らしく暮らす

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、施設整備や介護サービスの充実などを図ります。

<主な取り組み>

- 認知症高齢者グループホームの整備支援
- 介護施設の大規模改修に伴う代替施設の整備
- 福祉人材の確保・定着支援

令和3～5年度の介護保険料が決まりました

● 介護保険制度と保険料

介護保険制度は介護が必要な高齢者とその家族を支えるため、介護サービスの費用の半分を公費(税金)、残り半分を保険料で賄う仕組みとなっています。

介護保険料は3年間の計画期間中における被保険者数と介護認定者数の推移、各種介護サービス費などを推計し、基準額(右表の★)を設定しています。

● 今回(第8期)の計画における保険料の設定

高齢化の進展に伴い介護サービスを利用する方が年々増加していること、需要の多い認知症グループホームを計画期間中に2施設の整備を予定していることなどを踏まえ、介護サービスの充実による介護給付費の増額を見込みました。

● 新型コロナウイルス感染症の状況に対応して

介護給付費準備基金の取り崩しや、介護保険料の基準額に対する割合を見直し、基準額や一定の所得以下の方の介護保険料をできる限り抑制しました。

所得段階	対象	基準額に対する割合	保険料(年額)	保険料(月額)	
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税の方 ○住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.25 ^(※1)	20,130円	1,677円 ^(※2)	
第2段階	住民税世帯非課税	合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	0.35 ^(※1)	28,182円	2,348円 ^(※2)
第3段階		合計所得金額+課税年金収入額が120万円超えの方	0.70 ^(※1)	56,364円	4,697円
第4段階	住民税本人非課税(世帯に課税者がいる場合)	合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.90	72,468円	6,039円
第5段階		合計所得金額+課税年金収入額が80万円超えの方	1.00	80,520円★	6,710円★
第6段階	住民税本人課税	合計所得金額125万円未満の方	1.10	88,572円	7,381円
第7段階		合計所得金額125万円以上200万円未満の方	1.25	100,650円	8,387円 ^(※2)
第8段階		合計所得金額200万円以上300万円未満の方	1.50	120,780円	10,065円
第9段階		合計所得金額300万円以上500万円未満の方	1.70	136,884円	11,407円
第10段階		合計所得金額500万円以上800万円未満の方	2.15	173,118円	14,426円 ^(※2)
第11段階		合計所得金額800万円以上1,100万円未満の方	2.50	201,300円	16,775円
第12段階		合計所得金額1,100万円以上1,500万円未満の方	2.75	221,430円	18,452円 ^(※2)
第13段階		合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満の方	3.00	241,560円	20,130円
第14段階		合計所得金額2,000万円以上2,500万円未満の方	3.30	265,716円	22,143円
第15段階		合計所得金額2,500万円以上の方	3.60	289,872円	24,156円

※1 公費負担により、保険料率が軽減されています。なお、適用にあたっての手続きは不要です。
 ※2 保険料(年額)を12で割り、月額を算出しているため、端数が生じます。端数は原則当初の算定で調整します。